

定 款

公益財団法人 日 本 腎 臓 財 団

〒102-0074

東京都千代田区九段南三丁目 8 番 11 号

電話番号 : (03) 6910 - 0588

F A X : (03) 6910 - 0589

公益財団法人 日本腎臓財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、公益財団法人 日本腎臓財団と称する。

(事務所)

第2条 本財団は 主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本財団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、腎に関する研究を助成し、腎患者の治療の向上と普及を図り、患者の社会復帰の施策を振興し、もって国民の健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 腎に関する調査研究および研究・調査活動に対する支援・助成
- (2) 腎に関する医療従事者の育成
- (3) 腎疾患に関する普及啓発活動及び褒賞
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(規律)

第5条 本財団は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる事業目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 本財団が公益財団法人の設立登記を行ったときの財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金受入れ並びに助成金交付取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 本財団は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分(担保に提供する場合を含む)する場合には、理事会は評議員会の承認を得なければ決議することができない。
3. 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第8条 本財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 3. 第1項の事業計画書及び収支予算書その他の法令で定める書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には第1号の書類を除き、定時評議員会の承認を受けなければならない。
3. 第1項で作成した財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
4. 本財団は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受)

第11条 本財団が資金の借入を行おうとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の多数による決議に基づき評議員会において評議員の3分の2以上の多数による承認を得なければならない。

2. 本財団が重要な財産の処分若しくは譲受け又は権利の放棄若しくは新たな義務の負担を行おうとするときも、前項と同じとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(会計原則)

第13条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。
3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

(事業年度)

第14条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 本財団に評議員13名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項いずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 本財団又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者を含む。)
4. 評議員選定委員会の運営についての規程は、理事会において定める。
5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本財団及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく その旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の要件)

第17条 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさねばならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様な事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人

- (3) 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

- (4) 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第20条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額100万円を超えないものとする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める評議員の報酬等並びに費用に関する基準による。

第5章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等並びに費用に関する基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受の承認

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他財産から基本財産への繰入れ

(10) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分の承認

(11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止の承認

(12) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

2. 評議員会においては、第25条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項については、議決することができない。

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、年に1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、「一般社団・財団法人法」第180条第2項により裁判所の許可を得て評議員会を招集することができる。

(招集の通知)

第25条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数等)

第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2. 目的、事項について特別の利害関係を有する評議員は、評議員会における審議及び議決に加わることはできず、当該事項に関し前項の員数から除外する。

(決議)

第28条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等並びに費用に関する基準の制定

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分の承認

(5) 第11条に定める長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受

(6) 合併、事業全部の譲渡

(7) 公益目的事業の全部の廃止

(8) その他法令及び定款で定める事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第33条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第29条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会へ報告があったものとみなす。

(議事録)

第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名並びに出席した理事のうち1名は、これに記名押印する。

(評議員会運営規程)

第32条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規程による。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人)

第33条 本財団に、次の役員を置く。

理事 9名以上13名以内

監事 2名

2. 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を「一般社団・財団法人法」第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。
3. 本財団に、会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

第34条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
4. 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事のうち1名を会長とし、他を常務理事とする。
5. 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
6. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
7. 監事には、本財団の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係があるものを含む。)並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
8. 会計監査人は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
9. 理事又は監事並びに会計監査人に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第35条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本財団を代表し、その業務を執行する。
3. 会長は、本財団の業務を統轄する。
4. 常務理事は、理事長及び会長を補佐する。
5. 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、新たに代表理事が選定され就任するまでの間、会長が理事長の業務執行に係る職務を代行する。会長にも同一の事由があるときは常務理事が代行する。
6. 理事長及び会長並びに常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第36条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他の法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務・権限)

第37条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本財団の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成すること。
 - (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく監事に報告すること。
 - (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。
2. 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第33条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する
5. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、その評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第39条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
3. 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において総額及び支給の基準を定め、これに従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。
4. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第41条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
 - (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。
 3. 前2項の取扱については、第54条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第42条 本財団は、理事及び監事並びに会計監査人の「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本財団は、「一般社団・財団法人法」第115条に基づき外部理事及び外部監事並びに会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金6万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第43条 本財団に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会において任期を定めたくえで選任する。
3. 顧問は、本財団の運営に関し、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対して意見を述べる。
4. 顧問がその職務を行うときは、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を準用する。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第44条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第45条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 本財団の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備
 - (6) 第42条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

3. 理事会は、第1項第2号に基づき当財団の適正かつ効率のよい業務執行を図るため必要な規程及びその細則(以下、「規定等」という。)を定めるものとし、前項の場合のほか、規定等を実行するために必要な細則の制定及び執行を理事、その他の機関又は規定等に定める委員会に委ねることができる。
4. 理事会が理事・監事並びに評議員の報酬等費用に関する規程等を定める場合は、評議員会の決議を経なければならない。

(種類及び開催)

第46条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (3) 第36条第1項第5号の規定により、監事が招集したとき。

(招集)

第47条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第2号により理事が招集する場合及び前条第3項第3号により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第3項第2号による場合は、理事が、前条第3項第3号による場合は、監事が理事会を招集する。
3. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
5. 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第48条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第49条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2. 目的、事項について特別の利害関係を有する理事は、理事会における審議及び議決に加わることはできず、当該事項に関し前項の員数から除外する。

(決議)

第50条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 収支予算(事業計画を含む)

(2) 決算

(3) 第11条に定める長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受

(4) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(5) その他法令又は定款で定めた事項

(決議の省略)

第51条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第52条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、「一般社団・財団法人法」第91条第2項の規定による理事の職務執行状況報告には適用しない。

(議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第54条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規程による。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第55条 本財団に、賛助会員を置く。

2. 賛助会員は、本財団の目的に賛同し、入会を申し込んだ個人、法人又は団体とする。
3. 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。

第9章 委員会

(委員会)

第56条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数による決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第60条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については変更することができない。

2. 前項にかかわらず、評議員会において議決に参加できる評議員の4分の3以上の多数による決議を経て行政庁の認定により、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
3. 「公益認定法」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)は、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。
4. 理事長は、前項以外の変更を行った場合、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとする。

(合併等)

第58条 本財団は、評議員会の決議と理事会の承認により他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。

(解散)

第59条 本財団は、次の事由が生じた場合、当然解散する。

- (1) 法令により定められた理由が生じたとき

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第60条 本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 本財団が解散により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第62条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第63条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書及び会計監査報告書

2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第64条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護に関する基本方針による。

第13章 公 告

(公告の方法)

第66条 本財団の公告は、官報に掲載する方法による。

2. 本財団の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第14章 補 則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第14条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本財団の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
(理 事 長) 酒 井 紀
4. 本財団の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
(会 長) 山 本 秀 夫
(常務理事) 山 村 洋 司
5. 本財団の最初の会計監査人は、次に掲げるものとする。
有限責任 あずさ監査法人
6. この定款は、設立登記の日(平成23年11月1日)から施行する。
7. この定款は、平成25年3月1日に一部改訂する。
8. この定款は、平成25年6月7日に一部改訂する。
9. この定款は、平成29年6月9日に一部改訂する。
10. この定款は、平成30年2月23日に一部改訂する。
11. この定款は、平成30年9月5日に一部改訂する。
12. この定款は、平成31年2月22日に一部改訂する。
13. この定款は、令和元年10月15日に一部改訂する。

以 上